

定款・規約

宮崎県東諸県郡国富町大字本庄4053番地1
綾川総合土地改良区

令和6年3月7日印刷

目 次

定款	1
総代選挙規程(定款附属書)	13
役員選任規程(定款附属書)	21
規約	25

定 款

第1章 総則

(目的)

第1条 この土地改良区は、農業生産の基盤の整備及び開発を図り、もって農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的とする。

(名称及び認可番号)

第2条 この土地改良区は、綾川総合土地改良区という。
2. この土地改良区の認可番号は宮崎県第344号である。

(地区)

第3条 この土地改良区の地区は、別表1に掲げる地域(その地域内にある土地のうち土地原簿の記載に係る土地以外の土地を除く。)とする。

(事業)

第4条 この土地改良区は、土地改良事業計画、定款、規約及び管理規程及び利水調整規程の定めるところにより、別表2に掲げる土地改良事業を行う。
2. この土地改良区は、国営綾川二期土地改良事業及び県営綾川土地改良事業で造成された施設を譲与又は管理委託される場合は、これを譲り受け又は管理を受託する。
3. この土地改良区は、第1項の事業に附帯し、その事業を害しない範囲内で当該施設を他の目的に使用させることができる。
4. この土地改良区は、第1項の事業に附帯し、その事業を害しない範囲内で次に掲げる事業を行う。
(1) 農地中間管理機構から委託を受けて行う事業

(事務所の所在地)

第5条 この土地改良区の事務所は、宮崎県東諸県郡国富町大字本庄4053番地1に置く。

(公告の方法)

第6条 この土地改良区の公告は、事務所の掲示場及びこの土地改良区の地区の属する市町の事務所の掲示場に掲示してこれをする。
2. 前項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもって組合員に通知し又は宮崎日日新聞に掲載するものとする。

第2章 会議

(総代会)

第7条 この土地改良区に総会に代わるべき総代会を設ける。

(総代の定数)

第8条 総代の定数は、60人とする。

(総代の選挙)

第9条 総代は、組合員が総会外においてこれを選挙する。

2. この定款に定めるもののほか、総代の選挙に関し必要な事項は、附属書総代選挙規程で定める。

(総代の任期)

第10条 総代の任期は、4年とし、総選挙により選挙された総代の就任の日から起算する。ただし、土地改良法(以下「法」という。)第23条第4項において準用する法第29条の3第1項の規定による改選並びに法第136条の規定による選挙又は当選の取消による選挙によって選挙される総代の任期は、退任した総代の残任期間とする。

2. 前項ただし書に規定する選挙が、総代の全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

(総代の失職)

第11条 総代がその被選挙権を失ったときは、その職を失う。

(通常総代会の時期)

第12条 この土地改良区の通常総代会の時期は、毎事業年度1回3月とする。

(組合員の請求による会議招集)

第13条 組合員が、総組合員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を示して、書面により総代会の招集を請求したときは、理事は、その請求があった日から20日以内に総代会を招集しなければならない。

(書面又は代理人による議決)

第14条 やむを得ない理由のため、総代会に出席することができない総代は、あらかじめ通知した事項について、書面又は代理人により議決権を行うことができる。

2. 書面により議決権を行おうとする総代は、あらかじめ通知のあった事項について、書面にそ

れぞれ賛否を記載し、これに署名又は記名押印の上、総代会の会日の前日(通知で別に定めたときは、その日時)までにこの土地改良区に提出しなければならない。

3. 総代の代理人は、書面により代理権を証明しなければならない。

(議決方法の特例等)

第15条 総代会においては、定款の変更、土地改良事業計画の設定、変更、土地改良事業の廃止、役員の改選、規約の設定、変更及び廃止、管理規程の設定、変更及び廃止、利水調整規程の設定、変更及び廃止並びに合併及び解散その他重要な事項を除いて、急施を要することが明白である事項に限り、あらかじめ通知した事項以外の事項であってもこれを議決することができる。

第16条 経費の収支予算を議案の全部又は一部とする総代会を召集して、総代の半数以上の出席がないため、さらに20日以内に同一の目的で召集された総代会の議事は、経営経費の収支予算並びにこれに伴う賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法に限り、総代の3分の1以上が出席し、その議決権の過半数で決することができる。

(議長)

第17条 総代会の議長は、出席した総代のうちから当該総代会で選任する。

(総会)

第18条 第13条から前条までの規定は、総会について準用する。

第3章 役員

(役員の定数)

第19条 この土地改良区の役員定数は、理事14人、監事3人とする。

2. 前項の理事定数のうち、9人は、組合員であって耕作又は養畜の業務を営む者(組合員である法人の業務を執行する役員を含む。)とする。
3. 第1項の監事定数のうち、1人は法第18条第6項各号の全てに該当する者とする。

(役員の選任)

第20条 役員は、総代が総代会において選任する。

2. この定款に定めるもののほか、役員の選任に関し必要な事項は、附属書役員選任規程で定める。

(理事長)

第21条 理事は、理事長1人を互選するものとする。

第22条 理事長は、この土地改良区を代表し、理事会の決定に従って業務を処理する。

2. 理事は、あらかじめ理事の互選によって定められた順位に従い、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

(事務の決定)

第23条 この土地改良区の事務は、理事の過半数により決するものとする。ただし、規約の定めるところにより、軽易な業務については、理事長の決するところによる。

(監事の職務)

第24条 監事は、少なくとも毎事業年度2回この土地改良区の業務及び財産の状況を監査し、その結果につき総代会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。

2. 監査についての細則は、監事がこれを作成し、総代会の承認を受けるものとする。

(役員の任期等)

第25条 役員の任期は4年とし、その就任の日から起算する。ただし、法第29条の3第1項及び第134条第2項の規定による改選、法第136条の規定による議決の取消による選任並びに補欠選任によって選任される役員の任期は、退任した役員の残任期間とする。

2. 前項ただし書に規定する選任が、役員の全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

(役員の失職)

第26条 理事又は監事がある被選任権を失ったとき又はその所属する被選任区を異動したときは、その職を失う。

第4章 経費の分担

(経費分担の基準)

第27条 第4条第1項の事業に要する経費に充てるための賦課金は、予算の定めるところにより、組合員に対し、別表2の欄に掲げる基準によって賦課する。

2. 前項の規定にかかわらず各事業に共通する土地改良区の運営事務費に要する経費に充てるための賦課金は、組合員に対し、この土地改良区内にある土地の全部につき地積割に賦課する。

(負担金及び分担金)

第28条 この土地改良区は、法第90条の規定に基づき国営綾川二期土地改良事業の負担金を負担する。

2. 前項の負担に充てるための賦課金は、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。

第29条 この土地改良区は、法第91条の規定に基づき県営綾川土地改良事業の分担金を負担する。

2. 前項の分担金に充てるための賦課金は、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。

(賦課徴収の方法)

第30条 前3条の規定による賦課金の賦課徴収の時期及び方法は、総代会で定める。

(特別徴収金)

第31条 法第36条の3の規定に基づく特別徴収金は、土地改良法施行令第47条の規定に該当する場合において当該返還すべき補助金等の額に相当する額を徴収する。

第32条 この土地改良区は、法第90条の2及び第91条の2の規定に基づき、国営綾川二期土地改良事業及び県営綾川土地改良事業に係る特別徴収金を負担する。

2. 前項の場合には、当該特別徴収金に充てるため、その特別徴収金の原因となった行為をした組合員から、当該特別徴収金に相当する額を徴収する。

(督促)

第33条 法第39条の規定に基づく督促は、その納付期限後60日以内に督促状を発してこれをするものとする。

2. 前項の規定によって督促状を発しても賦課金の納入がない場合には、催促状を年2回の範囲内で発することができる。

(過怠金)

第34条 第27条、第28条、第29条、第31条又は第32条の規定により賦課された賦課金を滞納した場合には、その滞納の日数に応じて金100円につき1日金4銭の延滞金並びに督促状を発した場合には督促手数料100円を、催促状を発した場合には催促手数料として郵便料金に事務手数料20円を加算して過怠金として徴収する。

2. 前項の滞納金又は過怠金を市町が処分する場合には、さらにその徴収金額の100分の4に相当する額を過怠金として徴収する。
3. 前2項の過怠金は、特別の事由があると認める場合に限り、理事会の決定によりこれを減免することができる。

第5章 雑則

(係及び委員会)

第35条 この土地改良区の事務を分掌させるため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として係を置く。

2. この土地改良区の事業の運営を公正かつ適正にするため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として委員会を置く。
3. 理事会は、前2項に規定する委員会及び各地区ごとに担当理事を定める。

(加入金)

第36条 新たにこの土地改良区の地区に編入される土地があるときは、その土地につき加入金を徴収する。

2. 前項の加入金の額は、10aにつき金25,000円の範囲内において総代会の議決により定める。

(賦課金以外の徴収金についての過怠金)

第37条 前条の規定による加入金、法第42条第2項の規定による決済により徴収すべき金額、法第53条の8第2項の規定により徴収すべき金銭、同条第3項の規定により徴収すべき仮精算金及び換地計画において定める精算金については、第34条の規定を準用する。

(基本財産)

第38条 この土地改良区に基本財産を設けることができる。

2. 前項の基本財産の設定、管理及び処分に関しては、規約で定める。

(財産の分配の制限)

第39条 この土地改良区の財産については、解散(合併の場合を除く。)のときでなければ組合員に分配することができない。

(事業年度)

第40条 この土地改良区の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(電磁的方法)

第41条 この定款の規定により、書面を交付することとされる通知その他の行為については、規約の定めるところにより、書面の交付に代えて、電磁的方法により行うことができるものとする。

2. この定款の規定により、作成、保存又は縦覧を行う書面については、規約の定めるところにより、書面に代えて、電磁的記録により行うことができるものとする。

(委任)

第42条 この土地改良区の管理運営に必要な事項は、この定款に定めるもののほか、規約で定める。

[定款附属書] 総代選挙規程

[定款附属書] 役員選任規程

附 則

この定款は、昭和46年9月30日から施行する。

附 則

この定款は、昭和47年5月1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和48年1月9日から施行する。

附 則

1.この定款は、昭和50年3月25日から施行する。

2.この定款変更中第16条及び第17条の規定の変更は、現在役員の任期満了その他の事由により役員の総選挙のときから施行するものとし、それまでは従前の例による。但し、役員に欠員を生じたときは、之に応じてその定数は改正後の定数に至るまでは減少したものと見做し、役員の現在数が改正後の定数以内になった場合には、第17条についても改正後の規定を適用する。

3.土地改良法の一部を改正する法律（昭和47年法律第37条）附則第6項の規定により同法による改正後の特別徴収金に関する規定を適用しないこととされる。土地改良区事業の施行に係る地域内の農地の転用または開田に伴い徴収する賦課金について第28条の規定にかかわらずなお従前の例による。

附 則

1.この定款は、昭和50年10月27日から施行する。

2.この定款変更中第16条の規定の変更は、現任役員の任期満了、その他の事由による役員の総選挙のときから施行するものとし、それまでは従前の例による。但し、員外役員に欠員を生じたときは之に応じて、その定数は改正後の定数に至るまでは減少したものと見做す。役員の現在数が改正後の定数以内になった場合は改正後の規定を準用する。

附 則

この定款は、昭和52年1月31日から施行する。

附 則

1.この定款は、昭和52年9月21日から施行する。

2.昭和52年度の事業年度は第35条の規定にかかわらず、昭和52年9月1日から昭和53年3月31日までとする。

3.昭和50年6月8日に就任した役員の任期については、第22条の規定にかかわらず昭和54年3月31日までとする。

附 則

この定款は、昭和53年3月28日から施行する。

附 則

この定款は、昭和53年9月16日から施行する。

附 則

この定款は、昭和54年11月24日から施行する。

附 則

この定款は、昭和55年3月21日から施行する。

附 則

この定款は、昭和55年9月25日から施行する。

附 則

この定款は、昭和56年3月26日から施行する。

附 則

この定款は、昭和56年10月5日から施行する。

附 則

この定款は、昭和58年2月19日から施行する。

附 則

この定款は、昭和58年4月7日から施行する。

附 則

この定款は、昭和61年5月29日から施行する。

附 則

1.この定款は、平成3年5月2日から施行する。

2.この定款変更中第16条及び第17条の規定の変更は、現任役員の任期満了其の他の事由により役員の総選挙のときから施行するものとし、それまでは従前の例による。但し、役員に欠員を生じたときは之に応じてその定数は改正後の定数に至るまでは減少したものと見做し、役員の現在数が改正後の定数以内になった場合には、第17条についても改正後の規定を適用する。

附 則

この定款は、平成5年5月6日から施行する。

附 則

この定款は、平成13年5月14日から施行する。

附 則

この定款は、平成14年4月25日から施行する。

附 則

この定款は、平成18年5月17日から施行する。

附 則

この定款は、平成20年5月30日から施行する。

附 則

1.この定款は、平成23年2月1日から施行する。

2.この定款の変更中第8条の規定の変更は合併後に行われる最初の総代の選挙のときから施行するものとし、それまでは従前の例による。

附 則

この定款は、平成27年6月19日から施行する。

附 則

1.この定款は、令和2年4月15日から施行する。

2.この定款の変更中第19条第2項及び第3項の規定の変更は、現在役員の任期満了その他の事由により役員の総選任のときから施行するものとし、それまでは従前の例による。

別表1

関 係 市 町	大 字	字 名	地 域
国富町	深年	中原・市ノ瀬・松ノ本・横内・佐土堀・小原山・霧島原・高田原・割付・寺原・前畑・住吉水流・川原崎・寺ノ下・萩原・八丁堀・久保園・塔ヶ瀬・梶原・愛染川・狩野・島廻・梁平・山角・高野・八丁坂・井上水流・永山原・穴喰野・鶴ヶ城・高塚原・兎田・上ノ原・境谷・竹下・西ヶ迫・中水流・鳩峰・島越・山内・荒蒔・馬渡・柳ノ元・法華嶽	一円の農用地
	須志田	ミカエリ・麻地・明神堀・ウトノ上・堀内・坂ノ下・高尾・出水原・堅七堀・城ノ元・松山・山木場・原ノ前・京塚・尾立・下ノ原・地藏前・平原・タレカド・坂ノ上・田中・脇藺	
	森永	西ノ原・天神原・上ノ藺・向ヶ原・寺ノ上・福山・須田ノ木・松ノ本・桜田・山口・下越・大王免・梅木迫・樋松迫・大鹿・二百田・野中・瀬戸ノ元・宇戸ヶ迫・山ノ田・天ヶ谷・前平	
	竹田	年の神	
	八代南俣	馬場北・馬場南・新村・前畑・権現堀・川上・大坪・井水・廻尾・園田・杣木・馬登・山神川原・押田・松ヶ迫・宮園・宮田・口坪・林ノ王・菱迫・岩下・上ノ原・中別府・的野・南川内・川上迫	
	八代北俣	新屋敷・馬登・杣木原・元牧場・元地原・若宮・出口・井の原・井野・永山・岩郷原・上郷原・下郷原・瀬戸上原・小原・永山原・上床原・上ノ迫・串木野・穂免越・中原・池の原・椎木原・榎原・権現迫・吹上・狐平・桃木畑・六野原・三條畑・源野・戸角・源六原・水戸堀・常喜寺堀・長参原・高尾・平の下・田久保・若宮牟田・大迫・尾園・坂ノ下・後牟田・塚ノ内・向原・山内・中別府・池ノ尻・小原山	
	伊佐生	杉王原・小原・森田・鳥巢	
	三名	東長原・粕塚・売子木谷・六野・茶屋・出水原・前原・中ノ原・大久保・大原・五反田・西堀・天ノ谷・萩原・牧原・江藤田	

関 係 市 町	大 字	字 名	地 域
西都市	上三財	一堂前・谷川上・常心原・高野前・仮屋堀・町松・金倉・西宝来・大原・大將軍原・田野・元地原	一円の農用地
	下三財	上原・霧島原・権源原・外蘭・月中原・財野尾・岩亀後・亀塚・尾立下・中別府	
	山田	六野原・小園・原屋敷・三反田	
	荒武	中別府・中原・長園・松尾・場馬崎・新立・下原・上原・八木佐野・今市・古別府・牟田・前門水・鳥喰・堀下・大丸・小鹿倉	
	岩爪	椿堀	
	加勢	平下	
綾町	南俣	遠目塚・草萩・赤松・長山・窪原・上原・星原・古城・中堂	
	北俣	割付・南割付・大窪・愛宕下・窪上・北別府・吉井原・二本松・石坂・野首原・野首・八町・野中田・鷺ヶ野・堂前	
	入野	月ヶ平・宮原・中袋・新屋敷・北ノ蘭・菅迫・前平・平原・桑水流・四反田・スミ床・津々野・久木野々・久木ヶ尾・一ツ堂・二又・尾堂	
宮崎市佐土原町	西上那珂	上ノ迫・長園原・待居迫・野間・大坪・前田・山ノ口・元屋敷	
	東上那珂	前田・大路田・大池田・水待・田原田・宮ヶ下・中島・柿内・新宮・沖田・亀田・伊倉・学頭・壺町田・島田・上江・尾ノ上・和泉・中野丸・桑木田・永山・西ヶ堀・井手下・片平・蓮ヶ池・捨寺坊・大ノ島・長堀	
	下那珂	黒田・人中・下ノ山・深草・片瀬原・明神山・岩瀬・南田・大坪・水深・仁王作・中溝・阿弥陀下・田淵田・萩原・福塚・伊賀給・水待・琵琶首・坂ノ下・山崎・亀田村・笹原・橋口・曲田・園内・堤下・久保田・榎田・櫛・城ヶ峰・尾原・東田・混沙門・塩田・牧堀・峰前・諏訪山・黒坊・矢野・中原・除田越・永田・用ノ代・鳥越・前田・島田・反橋	

別表2

事業及び経費の分担基準

番号	事業名		経費の分担基準
	地区又は施設名	事業	
1	綾北川から引水するかんがい施設	維持管理	1.国営綾川農業水利事業によって造成された施設に係るものについては5/10を地積割に、残り2/10を施設延長割に、残り3/10を作物別割とする。 (1)施設延長割は地区毎の施設の延長及び口径の割合を基準として該当地区の農用地に対して地積割とする。 2.県営及び団体営土地改良事業によって造成された施設の維持管理に要するものについては施行に係る土地につき地積割とする。
2	地区内の排水施設	維持管理	施行に係る土地につき、地積割とする。
3	地区全域にわたる農業用道路	維持管理	施行に係る土地につき、地積割とする。
4	農業用の保全又は利用上必要な施設	維持管理	施行に係る土地につき、地積割とする。
5	地域全域にわたる農業水利施設	改修及び新設	施行に係る土地につき、地積割とする。
6	地域全域にわたる畑地湛水	均平化	施行に係る土地につき、地積割とする。

(注)国営綾川農業水利事業とは、国営綾川土地改良事業、綾川地区国営造成土地改良施設整備事業及び国営綾川二期土地改良事業のことをいう。

総代選挙規程

(総代の被選挙権)

第1条 次に掲げる者は、総代の被選挙権を有しない。

- (1) 組合員でない者
- (2) 未成年者
- (3) 禁錮以上の刑に処せられた者でその執行を終わるまでのもの

(選挙区等)

第2条 総代の選挙は、選挙区ごとに行うものとする。

2. 総代の選挙区及び各選挙区において選挙すべき総代の定数は、別表のとおりとする。
3. 選挙人の所属の選挙区は、その組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の所在地による。この場合において、その選挙人の組合員たる資格に係る権利の目的たる土地が2以上の選挙区にあるときは、当該選挙人が指定して土地改良区に届け出た土地(当該届出がないときは、土地改良区が指定した土地)の所在による。

(選挙の時期)

第3条 総代の任期満了による総選挙は、その任期満了の日前60日から10日までに、その他の選挙にあっては、これを行うべき事由が生じた日から30日以内に行わなければならない。

(選挙の公告)

第4条 選挙の期日は、その期日から5日前までに公告するものとする。

2. 前項の公告には、投票開始の時刻、投票終了の時刻、各選挙区ごとに選挙する総代の数及び投票用紙に記載すべき選挙する総代の数を記載するものとする。

(投票区等)

第5条 この土地改良区は、必要があると認めるときは、選挙区を分けて数投票区を設けることができる。

2. 投票区ごとに一投票所を置く。
3. 第1項の規定により数投票区を設けたときは、前条の公告にその旨を記載するものとする。

(選挙管理者等)

第6条 選挙管理者、投票管理者及び開票管理者は、選挙ごとに理事長が理事会の決議により、本人の承諾を得て組合員の中からそれぞれこれを指名するものとする。

2. 前項の投票管理者及び開票管理者は、選挙区ごと(前条第1項の規定により投票区を設けたときは、投票管理者にあっては投票区ごと)に指名するものとする。ただし、第19条第1項の規定により投票を行わない選挙区については、これらの者を指名することを要しない。

3. 選挙管理者、投票管理者及び開票管理者は、相兼ねることができる。

(選挙管理者の職務)

第7条 選挙管理者は、選挙に関する事務を担当し、開票管理者から第9条の規定による報告を受けたときは、選挙立会人立会の上、その報告を調査し、各人の得票総数を計算し、選挙録を作って選挙に関する次第を記載し、選挙立会人とともにこれに署名又は記名押印しなければならない。

(投票管理者の職務)

第8条 投票管理者は、投票に関する事務を担当し、投票録を作って投票に関する次第を記載し、投票立会人とともにこれに署名又は記名押印しなければならない。

2. 投票管理者は、投票立会人立会の上、投票録及び投票箱を開票管理者に引き渡さなければならない。
3. 選挙管理者が投票管理者を兼ねる場合には、投票に関する次第は、選挙録中に併せて記載することができる。

(開票管理者の職務)

第9条 開票管理者は、開票に関する事務を担当し、開票立会人立会の上、投票箱を開き、投票を点検し、開票立会人の意見を聴いて投票の効力を決定し、直ちにその結果を選挙管理者に報告するとともに、開票録を作って開票に関する次第を記載し、開票立会人とともにこれに署名又は記名押印しなければならない。

2. 選挙管理者が開票管理者を兼ねる場合には、開票に関する次第は、選挙録中に併せて記載することができる。

(選挙録等の保存)

第10条 選挙録、投票録及び開票録は、投票と併せて、当該選挙に係る総代の在任期間中、この土地改良区において保存するものとする。

(選挙立会人等)

第11条 選挙立会人、投票立会人及び開票立会人は、選挙ごとに、理事長が理事会の決議により、本人の承諾を得て組合員の中から各2人(投票立会人及び開票立会人にあつては、選挙区ごと(第5条第1項の規定により投票区を設けたときは、投票立会人にあつては投票区ごと)に各2人)を指名するものとする。ただし、第19条第1項の規定により投票を行わない選挙区については、投票立会人及び開票立会人を指名することを要しない。

2. 選挙立会人、投票立会人及び開票立会人は、相兼ねることができる。

(投票)

第12条 投票は、選挙の当日、組合員自ら、組合員名簿との対照を経て投票用紙に総代の候補者の氏名(法人にあつては、その名称。以下同じ。)を記載し、これを投票箱に入れて行わなければならない。

2. 投票用紙は、選挙の当日、投票所において組合員に交付する。
3. 投票用紙に記載すべき選挙する総代の数は、1人とする。
4. 投票開始の時刻は午前7時とし、投票終了の時刻は午後5時とする。
5. 午後5時までに投票所に到着していない者は、投票することができない。

(投票の拒否)

第13条 投票の拒否は、投票立会人の意見を聴いて、投票管理者が決定するものとする。

(開票)

第14条 開票所は、この土地改良区の事務所又は開票管理者の指定する場所に設ける。

2. 開票は、投票の当日又はその翌日に行う。

(無効投票)

第15条 次の各号に掲げる投票は、無効とする。

- (1) 所定の用紙を用いないもの
- (2) 総代の候補者の氏名のほか、他事を記載したもの。ただし、職業、身分、住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地。以下同じ。)又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。
- (3) 当該選挙区の総代の候補者以外の者の氏名を記載したもの
- (4) 被選挙権のない者の氏名を記載したもの
- (5) 総代の候補者の氏名を自書しないもの
- (6) 総代の候補者の何人を記載したかを確認し難いもの
- (7) 投票用紙に記載すべき数を上回る数の総代の候補者の氏名を記載したもの
- (8) 当該選挙区に所属しない総代の候補者の氏名を記載したもの

(候補者の立候補等の届出)

第16条 当該選挙区の選挙権を有する組合員でなければ、当該選挙区において総代の候補者となり、又は総代の候補者を推薦することができない。

2. 総代に立候補しようとする者は、当該選挙の期日の公告のあった日から2日間に、その旨を書面でこの土地改良区に届け出なければならない。
3. 総代の候補者を推薦するには組合員3人以上が本人の承諾を得て、前項の期間内に、その旨を書面をもってこの土地改良区に届け出なければならない。
4. この土地改良区は、総代の候補者となった者の住所、氏名、所属選挙区名及び立候補又は被推薦の別並びに投票所及び開票所を選挙の期日の3日前までに公告し、かつ、選挙の当日投票所に掲示するものとする。ただし、第19条第1項の規定により投票を行わない選挙区については、当該公告に代えて、第21条第1項の公告を行うものとする。
5. 総代の候補者が立候補を辞退し、又は推薦の候補者でなくなった場合には、立候補し、又は推薦をした者若しくは推薦された者は、直ちにその旨を書面をもってこの土地改良区に届け出なければならない。
6. 第4項の公告のあった日以後において前項の届出があったとき、又は総代の候補者が死

亡し、若しくは第17条第2項の規定に該当するに至ったことを知ったときは、この土地改良区は、直ちにその旨を公告するものとする。

(立候補等の制限)

第17条 選挙管理者、投票管理者、開票管理者、選挙立会人、投票立会人及び開票立会人は、その関係区域内において総代の候補者となることができない。

2. 総代の候補者が前項の規定により総代の候補者となることができない者となったときは、総代の候補者たることを辞したものとみなす。

(当選人の決定)

第18条 有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。ただし、選挙区ごとに、選挙すべき総代の数で有効投票の総数を除して得た数の4分の1以上の得票数がなければならない。

2. 当選人を定めるに当り、得票数が同じであるときは、選挙管理者が、選挙立会人立会の上、くじで定めるものとする。

(無投票の当選)

第19条 総代の候補者の数がその選挙において選挙すべき総代の数を超えないとき、又は超えなくなったときは、投票を行わない。

2. 前項の場合においては、選挙管理者は、直ちに、当該総代の候補者をもって当選人と定めなければならない。
3. 前項の場合において、当該総代の候補者の被選挙権の有無は、選挙管理者が選挙立会人の意見を聴いて決定しなければならない。

(当選人の失格)

第20条 当選人は、選挙の期日後において被選挙権を有しなくなったとき、又はその所属する選挙区を異動したときは、当選を失う。

(当選の公告)

第21条 当選人が定まったときは、選挙管理者は、直ちに当選人に当選の旨を通知し、同時に、当選人の住所、氏名及び所属選挙区名を公告しなければならない。

2. 前項の通知を受けた日から7日以内に当選を辞退する旨の届出がないときは、当選人は、その当選を承諾したものとみなす。

(繰上補充)

第22条 当選人の数がその選挙において選挙すべき総代の数に達しなくなったときは、選挙管理者は、直ちに第18条の例によって、当選人を定めなければならない。

2. 前項の規定により当選人が定まった場合には、前条の規定を準用する。

(当選の確定及び総代の就任)

第23条 選挙管理者は、第21条第2項(前条第2項において準用する場合を含む。)の期間満了の

日の翌日、当選人の住所、氏名及び所属選挙区名を公告しなければならない。

2. 当選人は、前項の公告があったとき、総代に就任するものとする。
3. 前項の規定にかかわらず、当選人は、現任総代の任期満了後における第24条の規定による当選、第25条の規定による当選及び第27条の規定による選挙並びに土地改良法(以下「法」という。)第23条第4項において準用する第29条の3の規定による改選の場合を除き、公告の時が現任総代の任期満了前であるときは、その任期満了の日の翌日に就任するものとする。

(当選の取消しの場合の措置)

第24条 法第136条の規定により当選の取消しがあったときは、理事長は、直ちに第18条の例により当選人を定めなければならない。

2. 前項の規定により当選人が定まった場合には、第20条から前条までの規定を準用する。

(再選挙)

第25条 第18条から第22条までの規定による当選人がない場合、選挙すべき総代の数に足る当選人を得ることができない場合又は法第136条の規定による選挙若しくは当選の取消しの場合(前条の規定により当選人を定めることができるときを除く。)にはその不足の員数につき、再選挙を行わなければならない。

(補欠総代の繰上補充)

第26条 選挙後1年以内に総代の欠員が生じた場合において、第18条第1項の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかったものがあるときは、理事長は、第18条の例によって、その者のうちから当選人を定めなければならない。

2. 前項の場合には、第20条から第23条までの規定を準用する。

(補欠選挙)

第27条 選挙区ごとに定める総代の全部又は一部が欠けた場合には、前条の規定により当選人を定めることができるときを除き、当該選挙区ごとに、その不足の員数につき、補欠選挙を行わなければならない。ただし、欠員数が当該選挙区の定数の6分の1未満であるとき(総代の定数が2人以上6人未満である選挙区にあっては、欠員数が1人であるとき)又は総代に欠員を生じた時が総代の任期満了前6月以内であるとき(総代の数が当該土地改良区の総代の定数の3分の2に達しなくなったときを除く。)は、補欠選挙を行わないことができる。

(総選挙)

第28条 総代及びその当選人の全てがないとき又はなくなったときは、総選挙を行わなければならない。

別表

選挙区	選挙区			定数
	市町名	大字	字名	
第1	国富町	深年	中原・市ノ瀬・松ノ本・横内・佐土堀・小原山・霧島原・高田原・割付・寺原・前畑・住吉水流・川原崎・寺ノ下・萩原・八丁堀・久保園・塔ヶ瀬・梶原・愛染川・狩野・島廻・梁平・山角・高野・八丁坂・井上水流・永山原・穴喰野・鶴ヶ城・高塚原・竹下・西ヶ迫・中水流・鳩峰・島越・法華嶽	12人
		須志田	ミカエリ・麻地・明神堀・ウトノ上・堀内・坂ノ下・高尾・出水原・堅七堀・城ノ元・松山・山木場・原ノ前・京塚・尾立・下ノ原・地藏前・平原・タレカド・坂ノ上・田中・脇藺	
		竹田	年の神	
		森永	西ノ原・天神原・上ノ藺・向ヶ原・寺ノ上・福山・須田ノ木・松ノ本・桜田・山口・下越・大王免・梅木迫・樋松迫・大鹿・二百田・野中・瀬戸ノ元・宇戸ヶ迫・山ノ田・天ヶ谷・前平	
	綾町	入野	宮原・中袋・新屋敷・北ノ藺・前平・平原・四反田・スミ床・津々野・桑水流・久木野々・久木ヶ尾・月ヶ平・菅迫・一ツ堂・二又・尾堂	
		北俣	八町・野中田	
第2	国富町	深年	兎田・境谷・上ノ原・山内・荒蒔・馬渡・柳ノ元	3人
		八代南俣	押田・松ヶ迫・宮園・宮田・口坪・林ノ王・菱迫・馬場北・馬場南・新村・前畑・川上・権現堀・大坪・井水・廻尾・園田・岩下	
第3	国富町	八代南俣	初木・馬登・上ノ原・中別府・的野・南川内・川上迫・山神川原	6人
		八代北俣	新屋敷・馬登・初木原・元牧場・元地原・若宮・出口・井ノ原・井野・永山・岩郷原・上郷原・下郷原・瀬戸上原・小原・永山原・上床原・塚ノ内・向原・平の下・田久保・若宮牟田・大迫・中別府・池ノ尻・小原山	
	西都市	上三財	元地原・田野	

選挙区	選挙区			定数
	市町名	大字	字名	
第4	国富町	八代北俣	上ノ迫・串木野・穂免越・中原・池の原・椎木原・榎原・権現迫・吹上・狐平・桃木畑・六野原・三條畑・源野・戸角・源六原・水戸堀・常喜寺堀・長参原・高尾・尾園・坂ノ下・後牟田・山内	8人
		伊佐生	杉王原・小原・森田・鳥巢	
		三名	東長原・粕塚・売子木谷・六野・茶屋・出水原・前原・中ノ原・大久保・大原・五反田・西堀・天ノ谷・江藤田・牧原	
	西都市	山田	六野原・小園・三反田・原屋敷	
		荒武	堀下	
第5	西都市	上三財	一堂前・谷川上・常心原・高野前・仮屋堀・金倉・西宝来・大原・大將軍原・町松	10人
		下三財	上原・霧島原・権源原・外菌・月中原・財野尾・岩亀後・尾立下・中別府・亀塚	
		加勢	平下	
第6	西都市	荒武	中別府・中原・長園・松尾・場馬崎・新立・下原・上原・八木佐野・今市・古別府・牟田・前門水・鳥喰・大丸・小鹿倉	4人
		岩爪	椿堀	
	宮崎市佐土原町	西上那珂	上ノ迫・長園原・待居迫	
第7	宮崎市佐土原町	西上那珂	野間・大坪・前田・山ノ口・元屋敷	11人
		東上那珂	前田・大路田・大池田・水待・田原田・宮ヶ下・中島・柿内・新宮・沖木・亀田・伊倉・学頭・壺町田・島田・尾ノ上・和泉・中野丸・桑木田・西ヶ堀・片平・井手下・永山・大ノ島・長堀・蓮ヶ池・捨寺坊	
		下那珂	黒田・人中・下ノ山・深草・片瀬原・明神山・岩瀬・南田・大坪・水深・仁王作・中溝・阿弥陀下・田淵田・萩原・福塚・伊賀給・水待・琵琶首・坂ノ下・山崎・亀田村・笹原・橋口・曲田・園内・堤下・久保田・榎田・穂・城ヶ峰・尾原・東田・混沙門・塩田・牧堀・峰前・前田・諏訪山・黒坊・矢野・中原・島田・反橋・除田越・永田・用ノ代・鳥越	

選挙区	選 挙 区 域			定 数
	市 町 名	大 字	字 名	
第8	綾町	南俣	草萩・窪原・星原・古城・長山・上原・赤松・遠目塚・中堂	6人
		北俣	大窪・北別府・吉井原・窪上・石坂・野首原・野首・二本松・割付・南割付・愛宕下・鷲ヶ野・堂前・八町・野中田	
合 計				60人

役員選任規程

(役員の被選任権)

第1条 次の掲げる者は、役員 of 被選任権を有しない。

- (1) 組合員でないもの
 - (2) 法人
 - (3) 未成年者
 - (4) 破産者で復権のできないもの
 - (5) 禁錮以上の刑に処せられた者でその執行を終るまでのもの又はその執行を受けることがなくなるまでのもの
2. 組合員でない役員の選任については、前項の規定にかかわらず、前項第2号から第5号までに掲げる者は、役員 of 被選任権を有しない。

(役員 of 選任)

第2条 役員 of うち理事は、各被選任区につきその区域に所属する組合員 of うちから選任するものとする。

2. 役員 of うち法第18条第6号各号に該当する監事(以下「員外監事という。」)は、組合員ではない監事 of 候補者 of うちから、その他の監事と区別して、それぞれ選任する。
3. 前2項 of 規定による役員 of 被選任区及びその区域から選任すべき役員 of 定数は、別表 of とおりとする。
4. 組合員である被選任人 of 所属 of 被選任区は、その組合員たる資格に係る権利 of 目的たる土地 of 所在地による。この場合において、その被選任人 of 組合員たる資格に係る権利 of 目的たる土地が2以上 of 被選任区にあるときは、当該被選任人が指定して土地改良区に届けた土地(当該届出がないときは、土地改良区が指定した土地) of 所在地による。

(選任 of 時期)

第3条 役員 of 任期満了による選任は、その任期満了前60日から10日までに、その他の選任にあつては、これを行うべき事由が生じた日から30日以内に行わなければならない。

(選任 of 議決)

第4条 役員は、総代会 of 議決によって選任する。

(選任 of 議案)

第5条 役員 of 選任に関する議案は、理事長がこれを総代会に提出する。

2. 理事長は、役員 of 選任に関する議案を総代会に提出するには、土地改良区総代選挙規

程第2条第2項に規定する総代の各選挙区の総代から選ばれた者をもって構成する推薦会議において被選任人として推薦された者につき、議案を作成してしなければならない。

第6条 推薦会議は、前条第2項の規定により被選任人として推薦しようとするときは、あらかじめその者の承諾を得ておかなければならない。

(選任議決の投票)

第7条 第4条の議決は、無記名投票で表決をとる。

2. 前項の投票は、総代自ら、総代名簿との対照を経て所定の投票用紙に賛否を表示し、理事長の示した時間内にこれを投票箱に入れて行わなければならない。

(書面による議決権の行使)

第8条 総代は、書面をもって選任議決権を行使するときは、総代会の前日までに土地改良区に対し、投票用封筒及び投票用紙の交付を請求することができる。

2. 土地改良区は、前項の請求があったときには、速やかに投票用紙を交付する。
3. 総代は、前項で交付された投票用紙に候補者の氏名を自著し、投票用封筒に封入し、その所定の欄に署名の上、総代会の前日までに土地改良区に提出する。
4. 土地改良区は、前項の規定により投票用封筒が提出されたときは、ただちにこれを開封し、封入されている投票用紙を総代会まで誠実に保管しなければならない。

第9条 議長は、投票が終ったときは、あらかじめ総代会において選任した立会人2人以上立会のうえ、投票箱を開き、投票を点検し、直ちにその結果を宣言しなければならない。

2. 被選任人は、前項の立会人となることができない。

(投票の無効)

第10条 次に掲げる投票は、無効とする。

- (1) 所定の用紙を用いないもの
- (2) 賛否の確認し難いもの

(選任の確定及び役員の就任)

第11条 役員の選任に関する議案が総代会において可決されたときは、理事長は、直ちに役員に選任された者(以下「被選任者」という)にその旨通知し、同時に被選任者の住所、氏名、所属被選任区名及び理事又は監事の別を公告しなければならない。

2. 被選任者は、前項の規定による公告があったとき、役員に就任するものとする。ただし、第12条若しくは第13条の選任又は法第29条の3の改選、法第29条4の規定による役員の選任、法第134条第2項の改選若しくは法第136条の規定による決議の取消による選任の場合を除き、公告の時が現在役員の任期満了前であるときは、その任期満了の日の翌日に就任するものとする。

(再選任)

第12条 被選任者が、第1条各号の一に該当することとなったこと、第2条第3項に規定する被選任区を異動したこと若しくは死亡したことによって選任すべき役員の数に達しなくなった場合又は法第136条の規定による決議の取消の結果被選任者がなくなり若しくは被選任者が選任すべき役員の数に達しなくなった場合は、その不足の員数につき、再選任を行わなければならない。

(補欠選任)

第13条 役員の一部が欠けた場合は、その不足の員数につき、補欠選任を行わなければならない。ただし、欠員数が、それぞれ理事の定数の3分の1未満であるとき、若しくは監事の定数の3分の2未満であるとき、又は役員に欠員を生じた時が役員の任期満了前3箇月以内であるときは、監事が1人となる場合及び員外監事の全員が欠けた場合を除き、次の総代会まで補欠選任を行わないことができる。

別表

被 選 任 区	被 選 任 区 域	定 数	
		理 事 数 (うち耕作者理事)	監 事 数
第1選任区	国富町一円 綾町大字入野 綾町大字北俣字八町、野中田 西都市大字上三財字元地原、田野 西都市大字山田字六野原、小園、三反田 西都市大字荒武字堀下	7人 (5人)	1人
第2選任区	綾町大字南俣 綾町大字北俣(字八町、野中田を除く)	2人 (1人)	1人
第3選任区	西都市大字上三財(字元地原、田野を除く) 西都市大字下三財 西都市大字加勢	2人 (1人)	
第4選任区	西都市大字荒武(字堀下を除く) 西都市大字山田字原屋敷 宮崎市佐土原町西上那珂字上ノ迫、長園原、待居迫	1人 (1人)	
第5選任区	宮崎市佐土原町東上那珂 宮崎市佐土原町下那珂 宮崎市佐土原町西上那珂字野間、大坪、前田、山ノ口、元屋敷	2人 (1人)	
員外		-	1人
計		14人 (9人)	3人

規 約

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この土地改良区の管理運営に関しては法令、法令に基づく行政庁の処分及び定款に別段の定めがあるもののほかは、この規約による。

第2章 会議

第1節 総代会

(開議・散会)

第2条 会議は、あらかじめ通知した時刻に始め、通知した時刻に終わる。ただし、総代会において特に議決したとき又は議長が必要と認めたときは、時間を伸縮することができる。

(出席)

第3条 総代は、総代会に出席したときは、総代会の招集者にその旨を届け出るものとする。

2. 代理人は、入場の際に委任状を総代会の招集者に提出し、総代会の招集者は、これと引換えに代理証票を交付するものとする。

(開会)

第4条 総代会の招集者は、出席人員が定数に達したときは、これを報告して開会を宣し議長の選任を総代会にはかるものとする。

(議事録記名人の選任)

第5条 議長は、議事の開始にあたり、総代会の承認を得て、議事録記名人2人を指名するものとする。

(議長の職務)

第6条 議長は、議事の進行をはかるほか、議場の整理に必要な措置をとることができる。ただし、総代の発言を不当に制限してはならない。

(中途退場)

第7条 総代は、会議中みだりに議場を退くことができない。ただし、止むを得ない事由があるときは、議長の許可を受けて退くことができる。

(議事)

第8条 議案は、議長が先ず議題を宣告し、提案者の説明、これに対する質疑、討論及び採決の順により確定する。

(発言)

第9条 発言しようとする者は、議長の承認を得なければならない。

2. 発言は、議題以外のことにわたってはならない。

(動議)

第10条 総代は、議事の進行を妨げない限り、他の総代2人以上の賛成を得て、議長に動議を提出することができる。

2. 前項の動議が提出されたときは、当該動議が定款第15条の規定により議決できる事項に限り、これを議案として付議すべきかどうかを総代会にはかるものとする。
3. 第1項の動議が議案の修正の動議である場合には、先ず修正動議について採決する。ただし、修正動議が2以上あるときは、その趣旨が原案と、もっとも異なるものから順次に採決する。
4. 動議を提出した者がこれを撤回しようとするときは、その動議の提出に賛成した者の同意を得なければならない。

(採決の方法)

第11条 採決は、挙手、起立又は投票のいずれかの方法によるものとし、議長は、採決の都度総代会にはかって決定する。

2. 代理人は、採決にあたり代理証票を明示して賛否を表示しなければならない。
3. 議長は、書面による議決を加えて、採決の結果を宣言する。

(委員会付託)

第12条 総代会で必要があると認めたときは、総代会の期間内において委員会を設置し、これに付託して議案その他の審議をさせることができる。

2. 委員会の委員は、総代会において出席した総代(書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行う者を除く。)のうちから選任する。

3. 委員会に付託した議案は、委員会の審査の結果の報告をきいて採決しなければならない。
4. 委員会の運営その他必要な事項は、総代会で定める。

(議案・動議の再提出禁止)

第13条 否決された議案又は撤回され、若しくは議案として付議されなかった動議は、再び同一の総代会に提出することができない。

(禁止行為)

第14条 会議中は、私語その他議事を妨げる行為をしてはならない。

2. 会議中総代が議場の秩序をみだすときは、議長は、これを警告し、制止し、又は発言を取り消される。命に従わないときは、議長は当日の会議が終わるまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。

(議決事項等の報告)

第15条 総代は、総代会で審議された事項及びその結果について、組合員への周知に努めるものとする。

(総会)

第16条 第2条から前条までの規定は、総会について準用する。

第2節 その他の会議

(換地計画等を定める会議)

第17条 土地改良法第52条第5項の会議並びに同法第53条の4第2項及び同法第99条第2項において準用する同法第52条第5項の会議には、第2条から第11条まで及び第14条の規定を準用する。

第3章 役員

第1節 総則

(役員の会議)

第18条 役員の会議は、理事会及び監事会とする。

(役員報酬)

第19条 役員に対する報酬、賞与その他の給与は、総代会で定める。

第2節 理事

(理事会)

第20条 理事会は、年4回開催するほか、理事長が必要と認めた場合又は理事総数の3分の1以上の請求があった場合に開催する。

2. 理事会の招集は、理事長が行う。
3. 理事長は、理事会を招集しようとするときは、5日前までに日時、場所及び議案を各理事に通知しなければならない。ただし、緊急止むを得ないときは、この限りでない。
4. 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の付議事項等)

第21条 理事会に付議すべき事項は、別に規定するもののほか、次のとおりとする。

- (1) 定款、規約、管理規程、利水調整規程及び総代会の決議により、理事会に委ねられた事項
 - (2) 総代会の招集、土地改良法第52条第5項並びに同法第53条の4第2項及び同法第99条第2項において準用する同法第52条第5項の会議の招集並びにこれらに提出すべき議案に関する事項
 - (3) その他土地改良区の管理運営上必要と認める事項
2. 理事会は、軽易な事項については、理事長の専決に委ねることができる。
 3. 理事会は、毎月末の現金及び預金残高と現金預金出納帳の残高の照会の結果について、会計主任からの報告を受けなければならない。

(理事会の議決方法等)

第22条 理事会の議事は、理事総数の過半数によって決する。

2. 理事は、代理人によって議決に加わることはできない。
3. 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。
4. 理事会は、必要に応じ職員その他の者を出席させて意見を徴することができる。

(理事会の議事録)

第23条 議長は、次に掲げる事項を記載した議事録を調製しなければならない。

- (1) 開会の日時及び場所
 - (2) 出席した理事及び欠席した理事の氏名
 - (3) 議事の要領
 - (4) 決議事項及び賛否の数
 - (5) 議事録記名人の選任に関する事項
 - (6) その他議長が必要と認めた事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録記名人2人以上が記名押印又は署名をしなければならない。

第3節 監事

(総括監事)

第24条 監事は、総括監事1人を互選する。

2. 総括監事は、監事会を招集し、その議長にあたる。
3. 監事は、あらかじめその互選によって定められた順序に従い、総括監事に事故があるときはその職務を行う。

(監事会)

第25条 監事会は、少なくとも毎事業年度2回開催するほか、総括監事が必要と認めた場合又は他の監事の請求があった場合開催する。

(監事会の付議事項)

第26条 監事会に付議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 監査計画に関する事項
- (2) 監査細則の設定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 土地改良区と理事との契約又は訴訟についての土地改良区の代表に関する事項
- (4) 土地改良法第27条(同法52条第7項において準用する場合を含む。)の規定による会議の招集に関する事項
- (5) 事業報告書、貸借対応表、収支決算書及び財産目録(以下「決算関係書類」という。)に係る意見書に関する事項
- (6) その他監事の職務執行上必要と認めた事項

(監事会の議決方法等)

第27条 監事会は、2人以上の監事の出席がなければ議事を開くことができない。

2. 監事会の議事は、監事総数の過半数で決する。
3. 監事会は、必要に応じ、理事、職員その他の者を出席させて意見を徴し、又は事情を聴取することができる。
4. 監事会には、第23条の規定を準用する。ただし、「2人」とあるのは「1人」と読み替えるものとする。

第4章 業務の執行

(補助機関)

第28条 この土地改良区に次の係及び委員会を置く。

- (1) 賦課徴収係
 - (2) 庶務会計係
 - (3) 管理係
 - (4) 特別委員会
 - (5) 賦課金徴収委員会
 - (6) 内部統制委員会
 - (7) 管理組合長会
2. この土地改良区に地区担当理事及び管理組合長を置く。
 3. 前2項に関する規程は、総代会で定める。

(会計主任、個人情報保護管理者及び管理責任者)

第29条 この土地改良区に会計主任、個人情報保護管理者及び管理責任者を置く。

2. 会計主任及び管理責任者は、理事長がこれを命ずる。
3. 個人情報保護管理者は、理事会の議決に基づき、理事長がこれを命ずる。
4. 会計主任は、この土地改良区の現金又は物品の出納その他会計事務をつかさどる。
5. 個人情報保護管理者は、個人情報の保護に関する規程及び監査体制の整備その他個人情報の取扱いの監督を行う。
6. 管理責任者は、この土地改良区の管理規程の定めるところにより、管理する。

(職員)

第30条 前条に定める者のほか、この土地改良区に職員を置く。

2. 職員の事務分掌に関する規程及び職員の任免、給与等に関する規程は、理事会で定める。

(事業所等)

第31条 この土地改良区は、総代会の決議により、事業所、管理事務所、出張所又は見張所を設けることができる。

(執務時間)

第32条 この土地改良区の執務時間及び定例休日は、次のとおりとする。

(1) 執務時間

午前8時半から午後5時までとし、正午から1時間は休憩時間とする。

(2) 休日

土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律3条に定める休日のほか、12月29日から翌年1月3日までの期間とする。

(業務執行に関する細則)

第33条 理事会が必要と認めるときは、この規約の範囲内で別に業務執行に関する細則を設けることができる。

第5章 会計

(会計年度及びその独立の原則)

第34条 この土地改良区の会計年度は、事業年度の期間とする。

2. 各会計年度における支出は、その年度の収入をもってこれに充てなければならない。

(会計区分)

第35条 この土地改良区の会計は、一般会計及び特別会計とする。

2. 特別会計は、特定の収入をもって特定の支出に充て一般の収入支出と区分して経理する必要がある場合において、総代会の決議によりこれを設置することができる。

(総計予算主義の原則)

第36条 一般会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを収支予算に編入しなければならない。

(予算の調製及び議決)

第37条 理事長は、毎会計年度、収支予算を調製し、年度開始前に、総代会の議決を経なければならない。

(収支予算の区分)

第38条 収支予算は、収入にあっては、その性質に従って款に大別し、かつ、各款中においてはこれを項に区別し、支出にあっては、その目的に従ってこれを款項に区別しなければならない。

(予備費)

第39条 予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため、収支予算に予備費を計上しなければならない。ただし、特別会計にあっては、予備費を計上しないことができる。

2. 予備費は、総代会の否決した費途に充てることができない。

(補正予算・暫定予算)

第40条 理事長は、収支予算の調製後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予算を調製し、これを総代会に提出することができる。ただし、総代会を招集する暇がなく、かつ、当該会計年度の賦課金又は夫役現品に増減がない場合に限り、監事会の承認を得て理事会がこれを専決処分することができる。この場合には、理事長は、次の総代会にこれを報告し、その承認を求めなければならない。

2. 理事長は、必要に応じて、一会計年度のうちの一定期間に係る暫定予算を調製し、これを総代会に提出することができる。
3. 前項の暫定予算は、当該会計年度の予算が成立したときは、その効力を失うものとし、その暫定予算に基づく支出又は債務の負担があるときは、その支出又は債務の負担は、これを当該会計年度の予算に基づく支出又は債務の負担とみなす。

(支出の方法)

第41条 会計主任は、理事長の命令がなければ、支出することができない。

2. 会計主任は、前項の命令を受けた場合においても、当該支出が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ、支出をすることができない。

(決算関係書類)

第42条 理事長は、毎会計年度の決算関係書類を監事の監査に付し、当該監事の意見書を添付して、次の通常予算を議する会議までに総代会の承認を受けなければならない。

(剰余金の処分)

第43条 各会計年度において決算上剰余金を生じたときは、翌年度の収入に編入しなければならない。

(契約の方法)

第44条 売買、貸借、請負その他の契約は、競争入札の方法によらなければならない。ただし、理事会の議決により、随意契約によることができる。

(余裕金の運用)

第45条 土地改良区の余裕金は、総代会の議決により、确实かつ効率的な方法により運用するものとする。ただし、余裕金の運用としては株式の取得は行わないものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、次の方法による余裕金の運用は理事会の議決によるものとする。

- (1) 金融機関への預貯金
- (2) 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託
- (3) 国債証券、地方債証券、政府保証債券又は農林中央金庫若しくはその他の金融機関の発行する債券の取得
- (4) 特別の法律により設立された法人の発行する債券の取得
- (5) 貸付信託の受益証券の取得

(一時借入金)

第46条 理事長は、収支予算内の支出をするため、総代会で定めた最高額の範囲内で一時借入金を借入れることができる。

2. 前項の規定による一時借入金は、その会計年度の収入をもって償還しなければならない。

(財務状況の公表)

第47条 理事長は、毎年1回以上収支予算の執行状況並びに財産、区債及び借入金の現在高その他財務に関する事項を組合員に公表しなければならない。

(会計に関する細則)

第48条 会計に関する細則は、理事会で定め、監事会及び総代会の承認を受けなければならない。

第6章 事業の執行

(工事の施行方法等)

第49条 工事は、直営とする。ただし、理事会の議決により請負に付することができる。

2. この土地改良区は、理事若しくは監事又は、理事若しくは監事が顧問、役員又は評議員の職を兼ねる会社その他の団体に工事の請負をさせることができない。

第7章 基本財産

(基本財産の目的)

第50条 この土地改良区の健全な運営を図るため、基本財産を設置する。

(基本財産の種類)

第51条 基本財産に属する財産は、次に掲げるものとする。

- (1) 山林、宅地及びその従物
- (2) 基本財産積立金
 - (ア) 備荒積立金 災害、凶作等の場合のための積立金
 - (イ) 事業積立金 土地改良事業等を行うために必要な積立金
- (3) 基本財産の運用により取得し又は基本財産のために寄付された有価証券

(基本財産積立金の積立)

第52条 毎年度基本財産積立金として積み立てる額は、次のとおりとする。

- (1) 備荒積立金 1,000千円以上
- (2) 事業積立金 年次積立計画による額

(基本財産の管理)

第53条 基本財産に属する現金は、理事会の議決により、第45条第2項に掲げる方法のうち最も確実かつ効率的な方法により保管又は運用しなければならない。

(運用益金の処理)

第54条 基本財産の運用から生ずる収益は、予算に計上してこの基本財産に編入するものとする。

(基本財産積立ての停止)

第55条 災害、凶作等の事由によりやむを得ない場合は、理事会の議決により、基本財産積立金の積立てを停止することができる。この場合においては、理事長は、次の総代会に報告し、その承認を求めなければならない。

(基本財産の処分)

第56条 基本財産は、総代会の議決を経てこれを処分することができる。ただし、備荒積立金にあっては、総代会を招集する暇がない場合に限り、監事会の承認を経て理事会がこれを処分することができる。この場合には、理事長は、次の総代会にこれを報告し、その承認を求めなければならない。

(基本財産積立金の一時運用)

第57条 理事長は、一般会計又は特別会計予算の支出をするため、理事会の議決を経て基本財産積立金を第53条の規定にかかわらず一時運用することができる。

2. 前項の規定により、一時運用した積立金は、当該会計年度内に全額戻し入れなければならない。

(基本財産台帳)

第58条 理事長は、基本財産台帳を作成し、その財産を種類別に記載しなければならない。

第8章 補則

(電磁的方法)

第59条 定款第41条第1項の電磁的方法は、次に掲げる方法をいう。

- (1) 電子メールによる方法
 - (2) 電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。次項第2号においても同じ。)をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
2. 定款第41条第2項の電磁的記録は、次に掲げるものに記録する方法をいう。
 - (1) 電子計算機に備えられたファイル
 - (2) 電磁的記録媒体をもって調製するファイル
 3. 前2項に規定するもののほか電磁的方法又は電磁的記録の利用に関する細目は、理事

会が定める。

(組合員でない者の権利の放棄に伴う損失補償金)

第60条 この土地改良区は、土地改良事業の開始手続後に設定された権利について土地改良法第61条第3項の規定による損失の補償を行なった場合には、当該土地(地役権者の場合にあっては、当該承役地)に関して組合員である者に対して、当該補償額の全額を求償することができる。

(補償)

第61条 土地改良法第118条第5項、第119条、第120条及び第122条第1項の規定による補償金の額は、被害者より損害見積額を提出させ、これに基づいて理事会が定める。

(施設の破損等の報告)

第62条 組合員は、工作物その他の施設について破損その他修繕を要する箇所があることを発見したときは、速やかに、土地改良区に報告しなければならない。

(農地転用等に伴う処理)

第63条 この土地改良区の地区内の農地等が転用される場合において、農地法施行規則第30条第6号又は第57条の4第2項第3号の規定による意見は、転用団地の面積が、10ha未満のときは理事長、10ha以上50ha未満のときは理事会、50ha以上のときは総代会で決する。

2. 前項に定めるほか、この土地改良区の地区内農地の転用等に伴う地区除外及び権利義務の決済等に関する規定は、理事会で定め、総代会の承認を受けなければならない。

(積立金)

第64条 この土地改良区は、職員の退職手当の支給に充てるため、毎事業年度経費から、退職給与積立金として積立てるものとする。

第65条 この土地改良区は、維持管理費用等の支払いに充てるため毎事業年度経費から管理引当積立金として積立てるものとする。

附 則

この規約は、昭和46年9月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和47年3月26日から施行する。

附 則

この規約は、昭和50年9月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和52年9月21日から施行する。

附 則

この規約は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和62年3月4日から施行する。

附 則

この規約は、平成3年5月2日から施行する。

附 則

この規約は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年2月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第28条及び第45条見出し以外の改正については、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。